

民主化・内戦後の司法に課せられるもの

—フジモリ裁判と世界の潮流—

大 串 和 雄

はじめに

本稿の主題はTransitional Justiceであり、日本語では「移行期の正義」などと訳される。移行期の正義が扱う状況は大きく分けて二つある。一つは、独裁政権が倒れ、民主化が実現されたとき、旧体制下で行なわれた人権侵害の責任をどう追及するのか、あるいはしないのかという問題であり、もう一つは、内戦が終結したときに、内戦下で行なわれた違法行為、たとえば民間人に対する虐殺などにどう対処するのかという問題である。

これらの問題は1990年代頃から国際的注目度を高めており、現在では新生民主主義国やポスト紛争社会に対する国際援助においても重点項目の一つとされている。研究もここ20年あまりの間に飛躍的に増加し、オクスフォード大学出版局からは*International Journal of Transitional Justice*という専門の雑誌も刊行されている。

以下、第1節では移行期の正義の歴史的展開を概観する。第2節では、移行期の正義の様々な手段を概説する。第3節では、過去10年間のラテンアメリカにおける新たな展開を見る。最後の節ではペルーのフジモリ裁判の経過を報告する。



ペルーの人権侵害犠牲者の顔写真と遺族たち（2006年8月、真実和解委員会最終報告書提出三周年集会）

1. 「移行期の正義」の歴史的展開

移行期の正義の出発点をたどると、第二次世界大戦中のドイツの戦争犯罪を裁いたニュールンベルク裁判に遡る。ナチスによるホロコーストの経験から生まれた「人道に対する罪」という概念が現代の移行期の正義の出発点を成している。しかし第二次世界大戦関連の裁判の後は移行期の正義の実例はほとんどなく、そこからずっと時間が空くことになる。

今日の移行期の正義の潮流は、1983年のアルゼンチンに始まると言ってもよい。1976年から1983年にかけてアルゼンチンを支配した軍事政権は、少なくとも1万人、多く見積もると3万人

とも言われる市民を殺害したが、その終わり方はラテンアメリカの他の軍事政権とは異なっていた。というのは、他の軍事政権はある程度力を保持したまま民主化勢力との妥協によって民政に移管したが、アルゼンチンの場合は軍政中の経済の失敗と広範な人権侵害に加えて、1982年のフォークランド（マルビナス）戦争における醜態で軍がまったく信用を失い、追われるようにして政権から去ったからである。つまり他のラテンアメリカ諸国に比べて、新しい民主政権と軍との力関係が前者に有利な状況にあった。

この状況の中で、当時のアルフォンシン政権は二つのことを行なった。一つは、軍政中の強制的失踪に関する真相究明委員会を設置したことである。*Nunca más*（二度と再び）と題されたこの委員会の報告書は国内だけでなく国際的にも大きなインパクトを与え、*Nunca más*という言葉は他のラテンアメリカ諸国でも使われるようになった。

もう一つアルフォンシン政権が行なったのは軍事政権のトップ数人に対する裁判である。アルフォンシン政権は人権侵害のすべての責任者を裁くことは政治的に困難だと判断したが、軍事政権のトップに限っては訴追し、その結果1985年12月に終身刑などの判決が下された。独裁政権を倒した新政権がそれまでの独裁者に復讐することは歴史上珍しくないが、公正な裁判で裁くことは珍しく、この歴史的裁判は国際的にも大きなインパクトを与えた。

アルゼンチンの次に国際的に大きな影響を与えたのはチリの経験であった。1973年から軍政下に置かれたチリでは1990年に民政移管が実現したが、それはアルゼンチンと異なって民主化勢力と軍との妥協によるものであり、軍事政権が作った1978年の恩赦法を認めざるを得なかった。この恩赦法はクーデターから1978年3月までのほぼすべての人権侵害を免責しており、しかもチリの人権侵害の多くはこの期間に起こっていた。そこでチリの新生民主政府は、人権侵害の責任者を十分に訴追できない代償措置として、軍政下の人権侵害を調査する真相究明委員会を設置した。本来、真相究明委員会は刑事免責とセットになる必然性はないが、チリでは訴追の代わりに真実を明らかにするという性格が強かった。

このモデルは、1994年にアパルトヘイトを脱した南アフリカの「真実和解委員会」に受け継がれる。南アフリカでも、アパルトヘイトの廃止は白人政権と黒人勢力との妥協の産物であった。南アフリカの真実和解委員会にはラテンアメリカの経験が直接の影響を与えている。マンデラ大統領はチリとアルゼンチンから真相究明委員会の関係者を呼んだり、逆に両国に人を派遣したりして自分たちの参考にした。真実和解委員会という名前もチリの委員会に倣ったものである。

南アフリカの真実和解委員会の特色は、人権侵害の加害者がすべての真実を明らかにするという条件を満たせば加害者に恩赦を与える権限が与えられたことであった。南アフリカの委員会のもう一つの特色は、聴聞会を公開で行ない、被害者に発言する機会を与えて、それを被害者の癒しの機会にしようとしたことである。このためある識者は、チリとアルゼンチンの委員会では報告書が重要だったが南アフリカではプロセスが重要だったと述べている。南アフリカの真実和解委員会は国際的に非常に有名になり、この種の委員会といえば南アフリカが挙げられるようになった。真実和解委員会（Truth and Reconciliation Commission）の頭文字TRCは、NGOや研究者の間ではこの種の委員会を指す一般名詞として通用している。

以上に挙げた事例は独裁政権からの民主化であるが、ポスト紛争社会タイプの事例で最も重要だったのは、1991年に始まる旧ユーゴ紛争と1994年のルワンダの虐殺である。当時、CNN等による現地中継やビデオ・ジャーナリズムが発達しつつあったこともあり、この2つの事件は映像を通じて世界の世論に大きなインパクトを与えた。そして両事件で見られたような残虐行為を犯した加害者を野放しにするわけにはいかないという国際世論が高まり、それを受けて、それぞれの加害者を裁くための臨時的国際刑事法廷が国連安保理決議によって設置された。

この頃から、同様の事件の加害者を裁く常設の国際刑事裁判所の設置を求める運動が勢いを増す。常設の国際刑事裁判所というアイデアは第二次世界大戦直後から存在したが、冷戦中はその構想が真剣に顧みられることがほとんどなかった。1990年代以降の気運の高まりの背景には、すでに指摘した旧ユーゴとルワンダの事態のインパクト、テレビ報道とビデオ・ジャーナリズムの発達のほか、すでに冷戦が終わっていて大国間の合意が容易になっていたこと、および、1970年代以降に人権問題の国際的争点としての重要性が高まるとともに、人権分野で活動するNGOや運動体が増えていたという事情も指摘できる。1995年に結成されたNGOの連合体 Coalition for the International Criminal Court（国際刑事裁判所を求める連合）の後押しもあり、1998年にローマで国際刑事裁判所（ICC）を設立する条約が採択され、2002年に正式に発足するに至った。

2. 「移行期の正義」の手段

移行期の正義の最も代表的な手段は加害者の訴追である。これまで人権侵害の加害者は罪を逃れ、被害者や遺族が泣き寝入り強いられてきた。これを変えたいというのが移行期の正義を求める運動の一つの原動力であった。

訴追には五つのパターンがある。第1は人権侵害が起こった国（以下、人権侵害国と記す）の裁判所による裁判である。しかし人権侵害国では加害者を裁く政治的条件が整っていなかったり公正な裁判が期待できないことが多いため、人権侵害国以外の法廷による裁判が重要な役割を果たすことになる。

人権侵害国以外の法廷による裁判の一つは、旧ユーゴやルワンダについて設置されたような国際法廷による裁判である。国際刑事裁判所（ICC）もここに入る。人権侵害国以外の法廷による裁判の第2のタイプは混合法廷である。混合法廷とは、国際社会と人権侵害国の双方の人材で判事・検事・スタッフが構成される、国内裁判所と国際裁判所の中間的存在であり、2000年以降、東ティモール、コソボ、シエラレオネ、ボスニア、カンボジア、レバノンに設立されている。人権侵害国以外の裁判の第3のタイプは、人権侵害国以外の国内裁判所による裁判である。基本的に国内裁判所の管轄権は各国が国内法で定めているが、実際に起こるケースで比較的多いのは、人権侵害の被害者が外国籍や二重国籍の場合である。また、普遍的管轄権（universal jurisdiction）による裁判もある。これは、人道に対する罪については不処罰を許すべきでないという考え方から、これらの罪は世界のどこの国でも裁くことができるという考え方である。普遍的管轄権はいくつかの西欧諸国の法律に規定がある。ラテンアメリカの人権侵害の被害者・遺族や彼らを支援する人権団体は、自国の司法が機能しないので、ヨーロッパ諸国の裁判所に

まで加害者の処罰を求めてきた。ヨーロッパにはラテンアメリカから多くの人が亡命し、現在ではそのまま定住している人も多く、その人たちがヨーロッパにおける訴追運動で重要な役割を果たしている。

最後に、一部の国では伝統的な司法に期待がかけられることがある。その形態は様々であるが、一番有名な例はルワンダのガチャチャと呼ばれるもので、これは単純化して言えば、村の住民によって選ばれた素人裁判官による裁判である。

移行期の正義の第2の手段は真相究明委員会 (truth commission) である。家族を殺された人にとっては、愛する家族がなぜ、どのように死に至ったのかを知りたいという欲求が強い。強制的失踪の被害者家族の場合は、失踪者が間違いなく殺されていると頭でわかっているにもかかわらず、心のどこかで死亡が納得できず、心理的に宙ぶらりんの状況に置かれる。また死んでいるにしても、死に至った事情を知るとともに、遺体を発見してキリスト教や先住民文化のしきたりに従って埋葬してやりたいという願いも強い。真相究明委員会にはこのような被害者にとっての意義だけでなく、真実を明らかにして二度と同様のことが起こらないように社会の教訓にするという社会的意義も期待されている。

移行期の正義の第3の手段は犠牲者に対する補償である。補償は金銭によるものだけでなく、被害者や遺族に対する医療・保健のケア、精神的ケア、教育支援などの形態もある。また象徴的性格の補償もある。その一つは国家による正式な謝罪であり、記念碑を建立する、記念日を制定する、人権侵害に関する博物館を作るなどの措置も補償の性格を持つ。ただしこれらの象徴的な補償は、真相究明委員会と同じく、単に被害者にとって意義があるだけでなく、社会として二度と同じことが繰り返されないようにするための措置という性格も併せ持っている。

以上の三つが移行期の正義の代表的な手段であるが、その他に公職追放という手段もある。この手段は特に共産党支配を脱した1990年代の東欧諸国で多く採用された。

また、和解のための様々な試みも、広い意味では移行期の正義に含まれる。訴追や真相究明や補償も和解のための手段として位置づけることが可能だが、和解目的に特化した活動も行なわれている。たとえば、民族・宗教集団が互いに血を流した状況において、元民兵と家族を殺された遺族との交流を図る活動とか、より一般的に、対立する集団の住民間の交流と理解を促進する活動などが挙げられる。

これらの手段のうちどの組み合わせが望ましいのかは常に論争的になる。特に訴追の是非は最も多くの論争を惹き起こす。訴追に賛成する論拠と反対する論拠については参考文献1の拙稿にはほぼ尽きているのでここでは繰り返さないが、移行期の正義研究における全体的傾向を見ると、最初は訴追派が強かったのが、最近はやや弱くなっているという印象を受ける。

その理由は、筆者の見るところ、移行期の正義研究の対象がラテンアメリカから世界に広がったことと関係している。ラテンアメリカの被害者とその遺族は一般に加害者の訴追を強く求めていた。また、最初に移行期の正義研究に参入したのは国際法学者が多く、彼らは人道に対する罪の加害者を裁く国家の国際法上の義務を強調した。しかし移行期の正義はラテンアメリカから世界へ広がり、だんだんサハラ以南のアフリカ諸国などの事例が多くなっていく。アフリカ諸国ではラテンアメリカと比べて脆弱な国家が多く、やっとのことで平和が保たれている国

も少なくない。また地理的拡大だけでなく、紛争がまだ進行中の国についても、紛争解決・戦後処理構想の一環として移行期の正義が取り上げられるようになった。

移行期の正義研究が紛争解決や平和構築の研究と交わることになると、一方では紛争解決や平和構築のメニューの一つとして移行期の正義が取り上げられるという形で移行期の正義の意義がより広く認められるようになったわけだが、他方では、そこで推奨される移行期の正義の中身は、紛争解決や紛争の再発防止を阻害しないように、なるべく訴追以外の手段に頼るということになりがちである。また、ラテンアメリカでは人権侵害の被害者や彼らを支援する人権団体等が粘り強く加害者の責任を追及し、それが国内の障害を乗り越えてある程度の正義を実現してきた。それに対してラテンアメリカ（特に南米）よりも遅れてアジェンダに上ったポスト紛争社会（および紛争進行中の国）では、すでにできあがっているモデルが国際社会のほうから持ち込まれるという色彩がある。そのため、裁判のような「形式的」で「外から持ち込まれる」移行期の正義ではなく、草の根の人びとのニーズを反映した「下からの」の移行期の正義が必要だという論調が、特にラテンアメリカ以外を対象とする研究で増えてきている。

このような事情により、ラテンアメリカ以外の事例を扱う最近の研究において訴追派はやや形勢が悪い。もっとも国際人権団体は今でも、訴追以外の手段とともに訴追の重要性を強調している。

移行期の正義の手段に関して筆者が特に強調したいことは、最適の手段は状況によって異なり、one size fits allということはないということである。すでに筆者は10年あまり前の拙稿（参考文献1）で、以下のように書いた。

さまざまな国や地域における過去との向き合い方には、さまざまな要因が影響している。たとえば、抑圧体制が続いた期間の長短、どのくらいの市民が旧体制に協力していたのか、人権侵害の加害者と被害者をどの程度特定できるのか、人権侵害の程度、民主化の態様（妥協によるのか独裁政権側が完全に敗北したのか）、軍が保持している力、軍が人権侵害にどの程度直接に関与していたのか、民主主義の伝統の有無、司法制度の信頼性などを少なくとも考慮に入れなければならない。

非常に圧縮した書き方になっているが、ここに述べた一つ一つの要素が、訴追が望ましいかどうか、またどの程度それが可能なのかに影響を与える。Justice as far as possibleという言い方がある。これは、現実の制約がある中で正義を完全に実現することはできないが、できるところまではやろうということである。筆者はこの考え方に基本的に賛同するが、場合によってこの言葉は、訴追を安易に怠ることの言い訳として使われかねない。制約の範囲でしかできないが、制約の範囲のぎりぎりまではやる、つまり本当にas far as possibleに追及することが、正義の観点からは望まれる。

3. ラテンアメリカにおける過去10年間の動き

1998年までのラテンアメリカの移行期の正義の状況については参考文献1の拙稿にまとめてあるので、ここでは最近10年余りの動きについて、加害者の訴追に焦点を当てて概観する。

一言で言えば、この10年余り、ラテンアメリカでは加害者の処罰に関してそれなりに進展が

あった。加害者の一部しか処罰されていないという事実は変わっていないが、それでも以前に比べれば、少なくとも一部の国々では、かなりの数の軍人・警察官などが過去の人権侵害について有罪判決を受けるようになってきている。2009年の時点でチリでは800人以上の軍人等が訴追され、200人以上が有罪判決を受けていたし、アルゼンチンでも600人以上が訴追され、60人以上が有罪判決を受けている。ペルーでは数百人が訴追され、その一部は結審して若干の軍人が有罪判決を受けている。また、拷問は民政移管後もなくなる傾向があるが、拷問行為の責任を問われて警察官が有罪判決を受けるケースも出てきている。こうしたことは1980年頃には考えられなかったことであり、大きな変化である。また、他の発展途上地域との比較で見れば、ラテンアメリカは人権侵害の加害責任の追及がかなり進んでいるほうである。

このような進展の背景には被害者・遺族や人権NGOの粘り強い努力があったが、環境条件の変化に助けられた面も大きい。第1に、軍政から文民政権に移行した当初はまた軍政に逆戻りするのではないかという恐怖があったし、エルサルバドルやグアテマラのように内戦を脱したところでは内戦の再発という恐怖があったが、時間が経つにつれてその心配が薄らいでいった。第2に、移行期の正義の進展は、どの政治勢力が政権を握り、国会の多数を占めているかということにも依存する。いくつかの国では、訴追に積極的な政権の登場が重要な転機となった。第3に、ある程度は上記の政治的条件の変化を反映し、司法府の中で過去の人権侵害にそれまでよりも厳しい判断が示されるようになった。

恩赦法が訴追の障害として残っている国でも訴追は進展した。第1に、もともと恩赦法がカバーしていなかった事件で裁判が行なわれた。チリの恩赦法は1978年3月までの事件を訴追不可能にしたが、1978年以降の事件については法的障害はなかったし、恩赦法が明示的に除外していたレテリエル事件（1976年にアジェンデ政権の元外相レテリエルがチリの情報機関によってワシントンで爆殺された事件）についても裁判が行なわれた。

ウルグアイでは、2005年3月に左派政党拡大戦線のタバレ・バスケスが大統領に就任すると、非常に慎重ながら真相究明と一部の事件の訴追を認める方針に転換した（恩赦法の第3条によって同法の適用可否を判断する権限は行政府に与えられている）。具体的にはバスケスは、1973年6月のクーデター以前の事件と、コンドル作戦によってアルゼンチンで起こった3件の事件は恩赦法の適用外であるという解釈を提示した。コンドル作戦とは、1970年代の南米軍部の間で結ばれた秘密協定で、亡命者の誘拐・暗殺など互いに国内の敵の弾圧に協力する共同作戦である。バスケス大統領の新しい指針に従って、ボルダベリ元大統領とブランコ元外相がアルゼンチンにおける殺人の罪で訴追され、逮捕された。ボルダベリは1973～1976年に軍民融合の独裁政権で大統領を務めた文民である。また、コンドル作戦関連の事件によって軍事政権の元大統領レゴリオ・アルバレス将軍も逮捕された。

アルゼンチンでは、アルフォンシン政権が「終始符法」および「正当な服従法」という二つの法律によって軍政トップ以外の裁判に対して歯止めをかけ、さらに続くメネム政権が1989年と90年に、すでに有罪判決を受けていた軍政トップまで大統領特赦で釈放してしまっていたが、1998年から新たな展開が見られた。アルゼンチンでは軍政中に、女性の政治囚が連れていた乳児や政治囚が獄中で生んだ赤ん坊が取り上げられ、本人は殺されて子どもは軍政関係者に斡旋

された。その数は数百人と言われるが、この子どもの誘拐罪によって、軍政のトップを含む数人の軍高官が1998年以降訴追された。これは、子どもの誘拐がアルフォンシンの恩赦法でカバーされていないこと、および、子どもが現れるまでは誘拐の犯罪が継続していて時効が成立しないという解釈が取られたことによる。

恩赦法の制約の中での訴追の第2のパターンは、まさにこの法解釈によるものである。強制的失踪はラテンアメリカで特に多かった人権侵害の形態だが、以前は、被害者が誘拐された時点で犯罪が起こったと考えられていた。たとえばチリで誰かが1977年に拉致されて失踪していたら、その事件は1978年の恩赦法で免責されているので訴追できないと考えられた。しかし現在では、強制的失踪は継続的犯罪である、すなわち、被害者の行方が判明するまでは犯罪が継続していると解釈されるようになってきている。

強制的失踪が継続的犯罪であるという考え方は、いくつかの国で判例や法律になりつつある。たとえばメキシコの最高裁は2003年にこの解釈を採用して時効の訴えを退けた。チリでは2004年11月の最高裁判決によってこの解釈が確立し、それによって1978年以前の強制的失踪も裁かれるようになった。ペルーでも2007年の最高裁判決で強制的失踪は継続的犯罪であると認定された。ウルグアイでは、2006年に制定された国際刑事裁判所協力法の中で、強制的失踪の犯罪は被害者の行方が判明するまで継続すると明記された。またこの原則は、強制的失踪に関する米州条約（1994年署名、1996年発効）の第3条にも謳われている。

恩赦法の制約を破る第3のパターンは恩赦法の廃止または無効の判決である。

アルゼンチンでは、この動きはまず司法府で始まった。2001年3月にアルゼンチン連邦地裁が、「終止符法」と「正当な服従法」という二つの恩赦法は米州人権条約、拷問等禁止条約等に違反し、違憲かつ無効であると宣言した。2003年8月にはアルゼンチン国会が二つの恩赦法を廃止し、無効と宣言した。さらに2005年6月に連邦最高裁が、二つの恩赦法が米州人権条約等の国際人権条約に違反し、違憲かつ無効であるという最終的判断を下した。これによって、恩赦法でカバーされていた事件に対する裁判が新たに開始され、2006年8月には初めて連邦地裁による有罪判決が下されるに至った。また恩赦法だけでなく、メネムによる大統領特赦も違憲で無効だとされつつある。2004年3月以降、多くの下級審がこの特赦を違憲とする判決を出し、さらには最高裁も、人道に対する罪に対する特赦は違憲だという判決を出した。この判例に従い、1985年に有罪判決を受けて90年にメネムに特赦が与えられた軍事政権のトップも、2009年6月の控訴審判決で特赦を無効とされている。

ペルーの場合、恩赦法の無効化は米州人権裁判所の判決によるものである。ラテンアメリカはヨーロッパに次いで地域的人権保障体制が整備されており、地域機構が人権保障に果たす役割が比較的大きい。米州人権保障システムの車の両輪は、ワシントンにある米州人権委員会とコスタリカのサンホセにある米州人権裁判所である。この米州人権裁判所で2001年3月、バリオスアルトス事件に関する判決が下された。バリオスアルトス事件とは、1991年11月、ペルーの首都リマの貧困地区の住民のパーティーにコリーナ部隊と呼ばれる秘密暗殺部隊が乱入し、15人を殺害した事件である。コリーナ部隊の存在はその後暴露され、司法捜査が開始された。しかし1995年6月、フジモリ政権はコリーナ部隊関連を含む一切の人権侵害を免罪する恩赦法

を制定し、すでに別の事件で服役していたコリーナ部隊メンバーも釈放してしまった。この恩赦法に対して2001年の米州人権裁判所の判決は、恩赦法が米州人権条約に違反し、法的に無効であると認定し、ペルーに責任者の調査と処罰を命じたのである。判決が出た時点でペルーの政府はすでに、フジモリが失脚した後の暫定政権だったので、ただちに米州裁判所の判決を受け入れ、バリオスアルトス事件およびその他の人権侵害事件の調査が開始された。拘束力がある米州人権裁判所の判決で恩赦法の無効が宣言されたのはこれが初めてであり、ペルー以外の国にとっても重要な意味を持つ判決となっている。

ウルグアイでも2009年11月に最高裁の判決が、1988年の合憲判決を覆し、恩赦法を違憲と認定している。

恩赦法と並んで人権侵害の加害責任追及の障害になるのは時効の問題である。人権侵害の場合、時効は通常の刑事犯罪の場合と性格が異なる。通常の刑事犯罪であれば、単に犯人が見つからないという理由で時効が進行していくが、人権侵害の場合、たとえば独裁政権が居座っている間は責任を追及することは不可能である。いわば加害者自らが司法捜査を不可能にする力を持っている。そして独裁政権が退場し、クーデターの脅威も減少してやっと訴追できる条件が整ったときには、すでに犯罪が時効になっているという不合理なことが起こる。力で訴追を不可能にしていた人たちが、もう時効だと主張するのである。

これに対しては近年、人道に対する罪には時効を適用できないという考え方が有力になりつつある。この考え方はペルーの司法府など国内裁判所の判例でも採用されているが、米州人権裁判所も、2006年9月にチリに関する事件 (Caso Almonacid Arellano y otros vs. Chile) で注目すべき判決を出している。この判決は2001年の判決と同様、人道に対する罪に関する恩赦法は米州人権条約に違反して無効であるとしているが、それだけでなく、人道に対する罪に時効がないことは国際法でいうユス・コーゲンス (強行規範=国際法上いかなる逸脱も許されない規範) であると判示した。そして、1968年の「戦争犯罪および人道に対する罪に対する時効不適用条約」は単にその強行規範を確認しただけであるので、チリが同条約を批准していなくても時効の適用は許されないと宣言したのである。

4. ペルーのフジモリ裁判

本節では、ペルーにおけるフジモリ裁判の現状について述べる。

フジモリ裁判の背景については参考文献2を参照されたい。経緯の概略だけなぞると、ペルーは1968年から1980年まで軍事政権の統治下にあったが、1980年5月に民政移管選挙が実施された。この選挙の日から、センドロ・ルミノソという毛沢東派の極左集団が武装闘争を開始する。また1984年からは、センドロ・ルミノソよりも小規模だが、トゥパック・アマル革命運動という集団も武装闘争を開始した。

これらの武装勢力の活動に対して軍や警察は、当初無差別的な弾圧を行なった。武装勢力が活動する地域の農民を片っ端から捕まえ、拷問して白状させる、白状しなければ殺してしまうというやり方である。この過程で、女性や子どもを含めて、武装勢力と無関係の多くの人が犠牲になった。武装勢力のほうも、とりわけセンドロ・ルミノソは、自分たちに従わない農民を

どんどん虐殺していった。

1990年7月に大統領に就任したフジモリは、1980年代の2人の大統領と異なって軍を味方につけ、軍を実質的に統制した。そのことが、フジモリに人権侵害の責任が認定される一つの理由になっている。フジモリは1992年4月5日、軍と結託して上からのクーデターを敢行し、憲法の効力を停止、国会を閉鎖して独裁体制を敷く。この試みは国際社会の反発を受けたために後退し、新たに選挙を行なって形は立憲民主制に復帰したが、実際には国家情報局(SIN)を通じて司法府や選挙実施機構を操り、マスメディアも買収して、実質的な独裁体制を整備していく。

しかし2000年9月、フジモリの腹心で国家情報局(SIN)の実質的長官であるモンテシーノスが野党議員を買収しているところを撮影したビデオがテレビで暴露放映されてから、フジモリ政権は急速に瓦解していく。2000年11月、フジモリはブルネイでのAPEC首脳会議出席を口実にしてペルーを離れ、そのまま日本に逃げ込んだ。そして大統領辞任を表明したが、ペルーの国会はこの辞表を認めず、国会の権限で大統領を解任した。フジモリやその他の人権侵害容疑者に対する訴追はこの直後から始まる。フジモリ政権については腐敗関連の訴追もある。フジモリ政権の末期になるまでわからなかったことであるが、フジモリ政権の中樞がきわめて腐敗していたことが今日判明しており、この関連でもフジモリ政権の中心人物の多くが訴追され、有罪判決を受けている。

訴追手続きの詳細は省略するが、日本政府に対してフジモリの身柄引渡請求書が正式に提出されたのは2003年7月である。この請求書に対してまだ日本政府の回答がない2005年11月、フジモリは突如日本を出てチャーター機でチリに入国した。しかしフジモリは、ペルーの要請を受けたチリ政府によって仮拘禁されてしまう。そして2006年1月、ペルー政府は正式に12件の引渡請求書をチリに提出した。結局チリ最高裁は2007年9月、これらの請求のうちの7件についてペルーへの身柄引渡を相当と認め、その結果フジモリの身柄はペルーに移送された。その7件とは以下のものである。

①偽装家宅搜索事件

2000年11月に腹心モンテシーノスの自宅を偽装家宅搜索し、スーツケース等を持ち去った事件。家宅搜索には検察官が立ち会う必要があるが、フジモリは家宅搜索令状を横取りし、自分の副官に検察官を装うように命じ、モンテシーノスの自宅から荷物を持ち出させた。この偽装家宅搜索は、フジモリが犯罪に関与した証拠を隠滅する目的があったと推測されている。モンテシーノスの荷物は数日後に返却されたが、その間にフジモリと義弟のビクトル・アリティミがフジモリ関与の証拠を抜き取ったと疑われている。

②バリオスアルトス事件およびラ・カントウタ事件

バリオスアルトス事件は、1991年11月3日、ペルーの首都リマの貧しい人々が住む共同住宅でパーティーを開いていたところに、コリーナ部隊(陸軍情報機関のメンバーで構成される秘密暗殺部隊)が乱入し、8歳の子供を含む15人を殺害し、4名に重傷を負わせた事件。コリーナ部隊はこの建物にセンデロ・ルミノソのメンバーが集まっているという情報を得てこの凶行に及んだとされているが、まったく尋問も確認もせずの有無を言わず銃を乱射したものであり、実際に殺されたのは無辜の市民ばかりであった。

ラ・カントウタ事件は、1992年7月18日にリマ近郊のエンリケ・グスマン＝イ＝バジェ国立教育大学（通称ラ・カントウタ大学）で発生した事件。コリーナ部隊が未明に大学に入り、寮にいた学生に暴行して制圧した上、あらかじめ準備していたリストによって連れ去るべき9人の学生を選別した。次にコリーナ部隊は教員住宅に赴いて1人の教員を連行した。連行された学生と教員はその日のうちに殺されてウワチバという場所に埋められた。しかし埋め方が不十分であったため、コリーナ部隊は後に遺体を掘り出し、ガソリンと灯油をかけて燃やした後、シエネギージャという場所に埋め直した。この事件に関する2009年4月の判決で、最高裁は被害者がテロリストではなかったと認定した。

③陸軍情報機関（SIE）の地下における誘拐・監禁事件

著名なジャーナリストであるグスタボ・ゴリッティと企業家サムエル・ダイエルが陸軍情報機関の地下の牢獄に監禁された事件。1992年4月の上からのクーデターの際、野党議員や政府に批判的なジャーナリストなど、クーデターの障害になる人びとが監禁された。ゴリッティはこのときに拉致・監禁された1人である。もう1人のサムエル・ダイエルは、1992年7月にテロ組織との関連が疑われて拉致・監禁された。なお、陸軍情報機関地下の牢獄では何人かが拷問され、殺されたと考えられている。

④モンテシーノスへの手切れ金事件

フジモリがモンテシーノスに1500万ドルの手切れ金を公金で支払った事件。モンテシーノスが野党議員を買収する場面のビデオが2000年9月に放映された際、フジモリはもはやモンテシーノスを留めておくことは困難と考え、国家情報局の解散を命じるとともに、モンテシーノスに辞任を迫った。これに対してモンテシーノスは、辞任を受け入れる代償として「退職金」を要求した。モンテシーノスは公には無給でフジモリの顧問を務めていたことになっており、規程上当然退職金も存在しなかった。フジモリはこの手切れ金を捻出するため、実在しない対テロ作戦をでっち上げて支出を承認し、その金を国防省から現金で届けさせてモンテシーノスに渡した。フジモリは後に同額の1500万ドルを「返却」した。しかしその券種も番号ももともとモンテシーノスに渡された金とは異なっており、また、モンテシーノスに渡された金はモンテシーノスの手先によって国外に預金されたことが手先の証言によって明らかになっている。

⑤マスメディア買収事件

公金で秘密裏にマスメディアを買収した事件。2000年の大統領三選を目指したフジモリは、マスメディアを統制下に置くことを試みた。そのためモンテシーノスに、ケーブルテレビ局CCN（10チャンネル）の株を買い取ることと、エクスプレス紙の論調を金で支配することを命じた。株の買い取りはモンテシーノスの手先の名前で行われた。買収資金は軍の予算から国家情報局に違法に供出させた。なお、この時期にフジモリ＝モンテシーノスは、裁判の対象となったCCNとエクスプレス紙以外にも、複数の新聞と首都リマのすべての地上波テレビ局を背後から操っていた。

⑥電話盗聴事件

フジモリ政権中に政権に批判的なジャーナリストや野党議員を軍を使って盗聴してい

た事件。検察庁は29の盗聴センターがあったと判断した。

⑦野党議員買収事件

モンテシーノスがフジモリの意を受けて野党議員を買収し、与党に寝返らせたり、野党のままスパイとして働かせたりした事件。2000年の不正選挙でフジモリは大統領に「当選」したが、国会では与党が過半数を制することができなかった。そこで野党議員の買収工作が行なわれた。

これらの事件の裁判は四つにまとめられた。①の偽装家宅搜索事件はペルーの刑事訴訟法の規定により、一審は予審判事による略式裁判が適用された。それ以外の6件の一審を担当するペルーの最高裁特別刑事小法廷は、この6件を三つの裁判にまとめた。すなわち、人権侵害関連事件として②と③、腐敗関連事件として⑤、⑥、⑦、および④の手切れ金事件である。④も性質上は腐敗事件であるが、証人調べなどの司法手続きが他の事件よりも進んでいるために別立てにされたものである。

なお、ペルーは刑事訴訟法制移行の過渡期にあるが、フジモリ裁判で適用されている旧刑事訴訟法によれば、裁判は予審と一審と二審から成り、二審が最終審となっている。また、大統領が離任後5年以内に起訴された事件については、予審、一審、二審ともすべて最高裁で審理される。

①の違法家宅搜索事件は、フジモリのペルー移送直後から最高裁のウルビーナ予審判事による裁判が開始され、2007年12月に一審の有罪判決に至った。量刑は6年の禁錮、40万ソル（1ソルは約32円）の国家への賠償、2年間の公職禁止であった。2008年4月の最高裁第二臨時刑事小法廷による上訴審判決は、全員一致で一審判決を確定した。2009年1月、被告側は上訴審判決の無効を申し立てたが、2009年4月に最高裁はこの申し立てを却下した。

次に裁判が行なわれたのは②、③の人権侵害関連事件である。中でも②のコリーナ部隊による虐殺事件は、フジモリ裁判で最も重要な事件と言える。この裁判の公判は2007年12月に開始され、2009年4月に結審したが、その間160回の公判を重ね、多くの証人が証言した。裁判の訴訟指揮は中立的かつ適正手続を厳守するものとして、公判終盤に至るまですべての当事者とオブザーバーから高く評価された。2009年4月7日に出された一審判決は、3人の裁判官の全員一致で被告に25年の禁錮刑を科した。また、米州人権裁判所の裁判で賠償を得ていない被害者への賠償を命じたほか、被害者側の裁判費用を負担するよう命じた。

ヒューマンライツ・ウォッチ、アムネスティ・インターナショナル等の国際人権団体は、この判決を模範的裁判による画期的な判決として称賛した。ニューヨークタイムズの社説は、国際法廷ではなく国内の裁判所で審理が行なわれたことの重要性を強調した。ペルー国内の世論はこの判決に関して分裂していたが、4月半ばに行なわれたイプソスアポヨ社の全国都市世論調査によれば、有罪には賛成だが減刑が望ましいと考える人を含めて7割の国民が有罪判決に賛成していた。

この判決は被告側によって上訴されたが、2010年1月3日に発表された上訴審判決（判決日付は前年12月30日）は、5人の裁判官の全員一致で一審の25年の禁錮刑と賠償および裁判費用負担を維持した。また一審に続いて、フジモリの犯罪が国際法上の人道に対する罪に該当すると

認定した。約1週間後に行なわれたイブソアポヨ社の全国都市世論調査によれば、バリオスアルトス、ラ・カントウタ両事件でフジモリに罪があると考えてる者が61%、罪がないと考える者が28%、無回答が11%であり、一審判決を維持した上訴審判決については賛成が52%、反対が40%、無回答8%であった。

④の手切れ金事件は2009年7月に公判が開始された。被告はモンテシーノスに手切れ金を払った事実を認めたものの、モンテシーノスにクーデターを思いとどまらせるために払ったもので違法性はないと主張した。フジモリが起訴事実を認めたために証人取り調べなどはすべて省略され、数日後に、7年半の禁錮刑と、300万ソルを他の被告と連帯して支払うことが言い渡された。被告は判決を不服として上訴している。

⑤、⑥、⑦の裁判は2009年9月に公判が開始され、起訴状の内容に対してフジモリは同意を表明した。フジモリが同意した動機として、数多くの証人が登場して腐敗の実態が明らかになることでイメージが低下するのを避けたかったのではないかなどと言われている。被告が起訴状に同意したため、9月30日に6年の禁錮、2年間の公職禁止、賠償金（国家に2400万ソル余り、盗聴の被害者に全体で300万ソル）の支払を命ずる一審有罪判決が出された。ところがこの判決に対して、求刑を含む起訴状の内容に同意を表明したかと思われたフジモリは上訴した。検察も7年の刑を主張して上訴している。

フジモリ裁判の今後の展開であるが、まず、まだ確定していない判決については上訴審で確定されることになる。上訴審で「確定判決」が出ても、偽装家宅捜索事件のように被告側が異議申し立て（*queja extraordinaria de derecho*）を行なう可能性があるほか、被告側弁護士は(1)裁判手続の瑕疵を理由とする人身保護（ヘビナス・コーパス）請求による判決の無効化（裁判のやり直し）、(2)新証拠による再審請求、(3)米州人権裁判所による判決の無効化などに意欲を見せている。それらが実を結ぶ可能性は低いが、ペルーでは裁判官によってときどきとんでもない判決も出るので断言はできない。

刑が確定した場合にフジモリが実際にいつまで収監されるのかという問題もある。ペルーの法律ではいくつ判決を受けても刑期が加算されないので、フジモリに実際に適用されるのは一番長い25年の刑である。25年からチリおよびペルーで拘禁されていた期間を差し引くので、仮釈放などの可能性を無視すれば、2032年2月10日に刑期が明ける。現行法（2009年10月の法律第29423号による改正法）を前提とすれば、フジモリのように誘拐罪（③の事件）で服役する者に仮釈放が認められるためには最低4分の3の刑期を務めることが必要である。その他、刑務所内での労働や学習活動に7日従事すると刑期が1日短縮される。

なお、フジモリが収監されているのは警察の基地の中に特別に作られたフジモリ専用の施設である。ペルーの通常の刑務所は定員の倍以上も収監されて非常に劣悪な状況だが、フジモリが収監されている施設はこじんまりした住居のようなもので、かなり特別扱いされている。ペルーの新聞の調査によれば、面会時間以外の夜中にフジモリ派の訪問を受けたり、職員が訪問者のチェックを怠ったり、刑務所の敷地を出て基地内を散歩したりと、刑務所の規則も守られていない様子である。

理論的には、今後もっと多くの事件でフジモリが裁判にかけられる可能性もある。というのは、

チリに引渡請求書が送られた12件のほかにも、フジモリに対する数十件の司法捜査が検察および裁判所の予審判事によって進められているからである。ただし国際法上、ペルーは引渡を許可したチリの裁判所が認めた事件でしか裁くことができない。したがって、裁判の予審まではペルーの裁判所が独自に行なえるが、本審に移るにはチリの裁判所から追加の許可を得る必要がある。実際いくつかの事件では、すでに追加の引渡請求書ができていと報道されている。しかし最終的にチリに引渡請求書を送付するのはペルーの行政府である。現アブラ党政権は人権問題に熱心でなく、司法府が提出した引渡請求書を政府が握りつぶしていると人権団体の弁護士は非難している。もっとも、人権侵害事件で上訴審が25年の刑を維持したので、さらに追加の引渡裁判を求める気運は下がるであろうと予想される。

フジモリの今後の運命を最も左右するのは何と言っても2011年の大統領選挙の行方である。各種世論調査によると、フジモリの長女であるケイコ・フジモリが約20パーセントの支持を得て、想定される大統領選候補の支持率の1位、2位を争っている。そしてケイコは、自分が当選すれば父親に特赦を与えると公言している。ガルシア現大統領が特赦を与えるのではないかと疑う向きもある。現行法（2006年6月の法律第28760号）は誘拐罪の特赦を禁じているが、この法律は大統領の憲法上の権限を制限するもので違憲だという意見があるほか、いずれにせよ国会の多数派によっていつでも改正可能である。しかし人道に対する罪を犯した責任者に対する特赦は、重病など人道上的理由によるものでない限り、米州人権裁判所において無効と判定される可能性がある。このようにフジモリ裁判は今後も流動的要素を孕んでいる。

*本稿は、2009年11月14日開催の立教大学ラテンアメリカ研究所主催公開講演会「第40回 現代のラテンアメリカ」で、「民主化・内戦後の司法に課せられるもの」と題して行なった講演を、2010年1月22日時点の情報で改訂したものである。紙数の関係で註はすべて割愛した。

〈参考文献〉

1. 大串和雄「罰するべきか許すべきか——過去の人権侵害に向き合うラテンアメリカ諸国のジレンマ」『社会科学ジャーナル』国際基督教大学、第40号、1999年2月、139～160ページ。
移行期の正義に関する基本的な論点を整理するとともに、ラテンアメリカにおける1998年までの展開を紹介している。
2. フジモリ氏に裁きを！日本ネットワーク編『フジモリ元大統領に裁きを——ペルーにおける虐殺の被害者に正義を』現代人文社（発売・大学図書）、GENJINブックレット41、2004年。
フジモリ訴追問題に関する入門解説書を意図して編まれている。特に筆者執筆による第2章と第3章を参照されたい。

（おおぐし かずお 東京大学大学院法学政治学研究科教授）